

第 2 号議案

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例 の制定について

亀岡市部設置条例（平成 12 年亀岡市条例第 1 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 8 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例

亀岡市部設置条例（平成 12 年亀岡市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「企画管理部」を「政策企画部」に、「環境市民部」を「環境先進都市推進部、市民生活部」に改める。

第 2 条市長公室の項第 1 号中「及び広報広聴」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 広報広聴及びシティプロモーションに関すること。

第 2 条中「企画管理部」を「政策企画部」に改める。

第 2 条政策企画部の項中第 5 号を次のように改め、第 6 号を削る。

(5) 情報化の推進及び行政情報システムに関すること。

第 2 条総務部の項中第 5 号及び第 6 号を削り、第 7 号を第 5 号とし、第 8 号を第 6 号とし、第 9 号を第 7 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(8) 入札及び契約に関すること。

(9) 工事の執行管理及び検査に関すること。

第2条中

「環境市民部

- (1) 環境政策の総合調整及び推進に関すること。
- (2) 廃棄物処理及び清掃に関すること。
- (3) 市民相談に関すること。
- (4) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑に関すること。
- (5) 国民健康保険、高齢者医療及び国民年金に関すること。」

を

「環境先進都市推進部

- (1) 環境政策の総合調整及び推進に関すること。
- (2) 廃棄物処理及び清掃に関すること。

市民生活部

- (1) 窓口サービスに関すること。
- (2) 市民相談に関すること。
- (3) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑に関すること。
- (4) 火葬場に関すること。
- (5) 国民健康保険、高齢者医療及び国民年金に関すること。
- (6) 税に関すること。」

に改める。

第2条まちづくり推進部の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(亀岡市総合計画審議会条例の一部改正)

2 亀岡市総合計画審議会条例(昭和43年亀岡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第9条中「企画管理部」を「政策企画部」に改める。

(亀岡市国土利用計画審議会条例の一部改正)

- 3 亀岡市国土利用計画審議会条例（昭和58年亀岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。
第7条中「企画管理部」を「政策企画部」に改める。
（亀岡市行政改革推進委員会条例の一部改正）
- 4 亀岡市行政改革推進委員会条例（昭和60年亀岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。
第6条中「企画管理部」を「政策企画部」に改める。
（亀岡市循環型社会推進条例の一部改正）
- 5 亀岡市循環型社会推進条例（平成13年亀岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。
第7条第4項中「環境市民部」を「環境先進都市推進部」に改める。
（亀岡市新火葬場整備検討審議会条例の一部改正）
- 6 亀岡市新火葬場整備検討審議会条例（平成26年亀岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。
第7条中「環境市民部」を「市民生活部」に改める。
（亀岡市環境審議会条例の一部改正）
- 7 亀岡市環境審議会条例（昭和46年亀岡市条例第22号）の一部を次のように改正する。
第9条中「環境市民部」を「環境先進都市推進部」に改める。

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 第5次亀岡市総合計画を着実に推進する体制を構築するため、政策企画部、環境先進都市推進部及び市民生活部を設置するなど部及び分掌事務の一部について、再編整備を行うこと。
- 2 関係する条例について、所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、令和3年4月1日から施行すること。